



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** わが社は小さな建設業ですが、費用がかさむのと、今さら入っても年金がもらえないので、会社設立以来厚生年金をかけていませんでした。ところが、建設業の許可更新をするためには社会保険に加入していないと更新できないそうです。どうしたらよいでしょうか？

**A** 法人であれば人数にかかわらず社会保険を適用しなければならない義務があり、当然加入しなければならないのですが、保険料の会社負担があるためになかなか適用しない会社が多く、国民年金の未納率低下とともに国民皆保険制度の維持に影響を与えかねません。

特に建設業(下請け)では社会保険に加入しない傾向が顕著だということで、国は「建設業の許可」の「許可・更新」というタイミングで社会保険の加入を促進する方針を取っています。

具体的には、平成28年度までは猶予期間、平成29年度からは100%加入徹底を目指しています。29年度以降、社会保険に加入していないと、元請から受注できず工事現場から排除されます。

ですから、少なくとも御社の許可の更新時に間に合うように社会保険の適用を適切に行ってください。国民皆保険制度を守って、安心できる日本を若い人たちに継承していきたいものです。

また、老齢年金は従来25年間の納付期間がないと年金が受給できませんでしたが、平成27年10月から納付期間が10年で受給できるように国会で決まっています。

現在、保険料の納付期間が10年以上あるが納付期間が25年に満たなくて年金を受給できなかった高齢者でも年金をもらえるようになりますので安心下さい。この納付期間要件の短縮により、65歳以上の無年金者が約42万人救われるようになります。

**Q** 昨年、現場作業の社員として採用した若者ですが、試用期間に遅刻を繰り返すため強く注意をしたら退職してしまいました。せっかく時間とお金を掛けて採用したのに…何か参考になるアドバイスはありませんか？

**A** 東京オリンピックも決まり、特に建設業の作業員が不足していると聞きます。一生懸命に働くことが大切なことを理解しない青年もいますが、こちらの指導次第で立派に成長する青年も多く居るのではないかと考えております。

ご提案したいのは、自社の教育計画を立てていただきたい。頑張れば何年でこういう資格を取ることができ、こんな仕事ができるのだという青写真があると目標ができますね。できれば、いくら位お給料がもらえるかイメージできればなお素晴らしいと思います。

平成25年5月より「建設労働者確保助成金」が、訓練、技能実習、宿舍設置などの助成に加え「若者に魅力ある職場づくり」に対しても助成する制度が新設されました。例えば、入社前の見学会やインターンシップ、安全管理・雇用管理に関する研修等の実施についても助成されます。

建設労働者は不足しているそうなので、良い仕事ができる、訓練もしてくれるということで他社との差別化を図って社員の定着を促進して頂きたいと思います。

それと共に、就業規則を整え、入社時に就業規則の内容を十分に説明し、試用期間が終わっても、具体的にどんなことをすると正社員になれるかを説明し、就業規則や雇用契約書に記載しておくことが後々のトラブル防止となります。

リスク回避をしながら安心して生き活きと働ける場所づくりが大切です。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980